

議案第 183 号

さいたま市特定都市河川浸水被害対策法施行条例の制定について
さいたま市特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 法第 38 条第 3 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設（以下この条において「施設」という。）の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 施設の容量（容量のない施設にあつては、規模）及び構造の概要
- (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第 4 条 法第 45 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先

(5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第5条 法第54条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。